

第Ⅱ章 就学前教育推進の基本的考え

1 就学前教育の方向性

(1) 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- 学習指導要領は、おおむね10年に一度、改訂されており、平成29(2017)年改訂においては、小学校等学習指導要領の改訂とともに、幼稚園教育要領の改訂、保育所保育指針の改定、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂が行われました。
- 情報化やグローバル化など急激な社会変化の中でも、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を確実に備えるために、学習指導要領等では、これまでの「何を学ぶか」という視点に「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という視点が加えられ、新しい時代に必要となる資質・能力について三つの柱で整理されました。

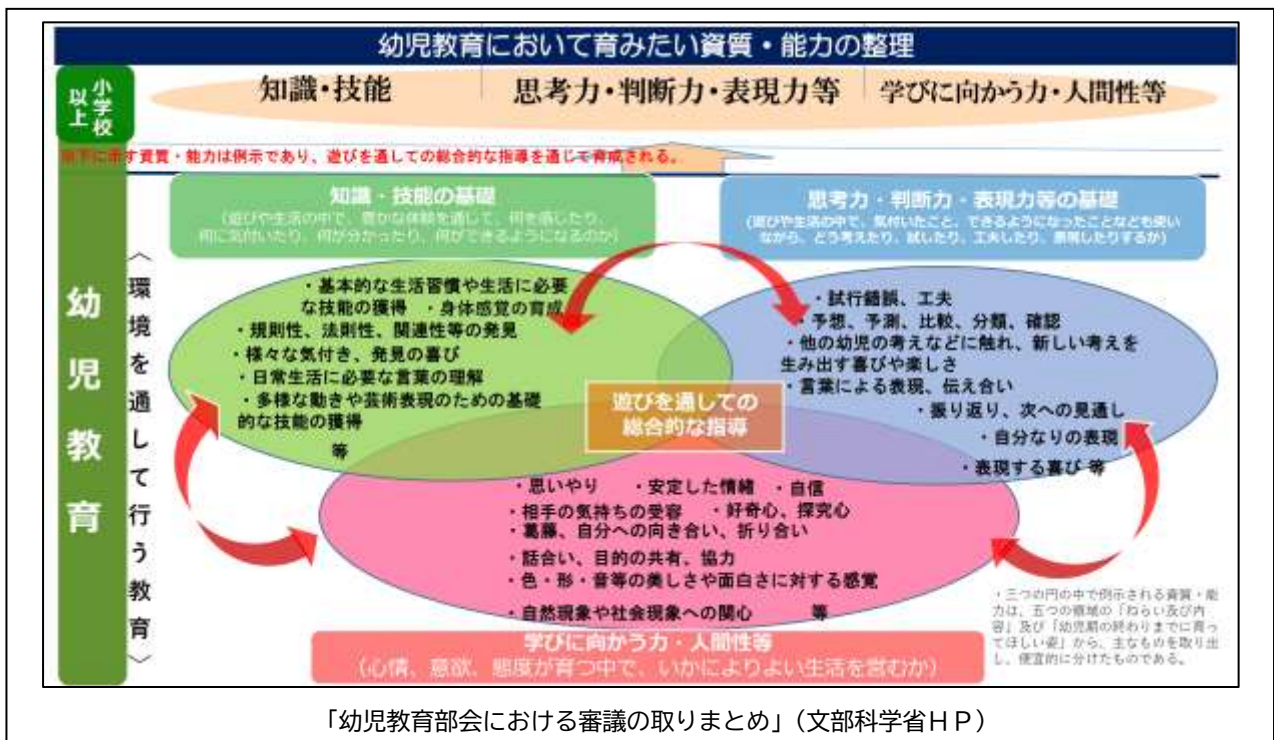
【資質・能力の三つの柱】

- ① **生きて働く「知識及び技能」の習得**
各教科等において習得する知識や技能であるが、個別の事実に知識のみを指すものではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものを含む。
- ② **未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成**
将来の予測が困難な社会の中でも、「知識及び技能」を活用して課題を解決するために必要な力である。
- ③ **学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養**
「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を、どのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素で情意や態度等に関わるものが含まれる。



(2) 幼児期の教育において育みたい資質・能力

- 幼児期の教育においては、平成 29 年に改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の教育部分において一層の整合性が図られました。
- 幼児期の教育は、「幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う」ことを基本としています。これは、子どもの生活を大切にすることであり、特に重視しなければならないこととして「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」「遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること」「一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること」の3点が挙げられています。
- 3要領・指針では、「幼稚園教育（幼保連携型認定こども園の教育及び保育）において育みたい資質・能力」（保育所では「育みたい資質・能力」）（以下「幼児期の教育において育みたい資質・能力」という）として、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」を五つの領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらい及び内容に基づき、「遊びを通した総合的な指導」の中で一体的に育むよう努めることとしています。



- 幼児教育の五つの領域の「ねらい」は、育みたい資質・能力を子どもの生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項です。3要領・指針に示すとおり「各領域に示すねらいは、就学前教育施設における生活の全体を通じ、子どもが様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、子どもが環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意」しなければなりません。就学前教育施設で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、この資質・能力が生まれ、特に5歳児後半に見られるようになる姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として示しています。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」 第1章 総則 第1 3

「幼稚園教育要領」第1章 総則 第2

「保育所保育指針」第1章 総則 4

(例として「保育所保育指針」の記述から)

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることをもちながら関わるようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

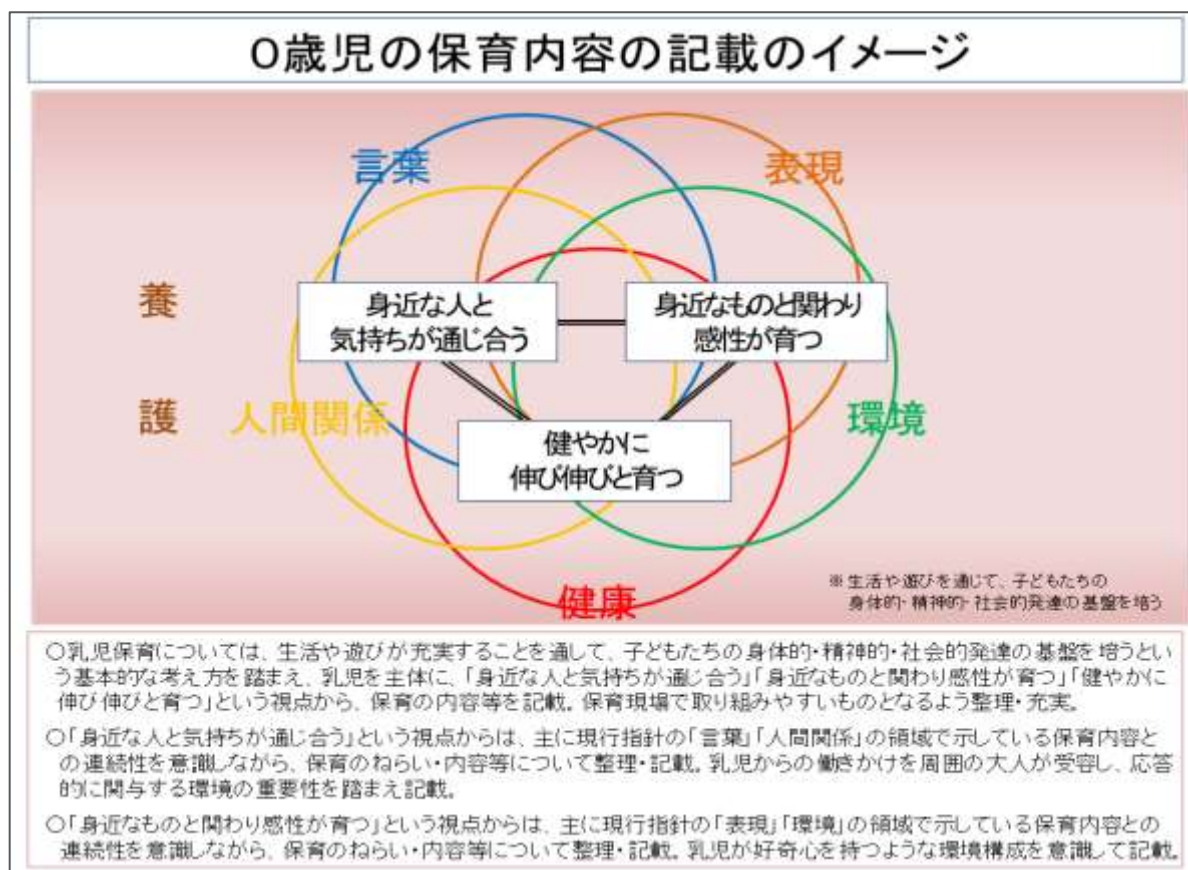
保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、指導を行う際に考慮するものですが、到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分な留意が必要です。自発的な活動としての遊びをとおして、一人ひとりの発達に応じてこれらの姿が育っていくものであり、全ての子どもに同じように見られるものではないことに留意が必要です。
- 就学前教育においては、子どもが生活をとおして身近なあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境に主体的に関わりながら様々な活動を展開し、充実感や達成感を味わうということを重視する必要があるため、保育者は「幼児が環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして試行錯誤したり、考えたりするようになる」という幼児期の教育における見方・考え方を生かし、子どもと共によりよい教育環境を創造するように努めることが重要です。

- 0歳児の保育においては、養護を土台として、大切にしたい視点として、「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」の三つが示されています。また、3歳未満児については五つの領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）で「ねらい」「内容」が示されています。



幼稚園等教育課程説明会「保育所保育指針の改定について」（H29 厚生労働省）

- このようなことから、保育者には、園生活における子どもの発達のプロセスを見通し、子どもの生活の連続性、季節の変化などを考慮して、子どもの興味や関心、子ども一人ひとりの発達の実情などに応じて計画を立て、実践することが求められます。乳幼児期の教育・保育に携わる保育者は、このような専門性を磨き、日々の保育や指導の改善を図る必要があります。
- 就学前の子どもの発達特性を考慮すると、大人が何かを教えて育てるのではないということが見えてきます。しかし、保護者を含め、大人の指示をよく聞いて従う子がよい子、とされる価値観が広く是認されてきていることも否めません。
- 小学校教育においても、教師の指示どおりに行動できることをよしとする傾向が少なからずあることもまた事実です。
- 令和3年1月に中央教育審議会においてとりまとめられた『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』では、以下のように述べられています。

【「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申） 第Ⅰ部 総論 2（3）】

- 我が国の教師は、子供たちの主体的な学びや、学級やグループの中での協働的な学びを展開することによって、自立した個人の育成に尽力してきた。その一方で、我が国の経済発展を支えるために、「みんなと同じことができる」「言われたことを言われたとおりにできる」上質で均質な労働者の育成が高度経済成長期までの社会の要請として学校教育に求められてきた中で、「正解（知識）の暗記」の比重が大きくなり、「自ら課題を見つけ、それを解決する力」を育成するため、他者と協働し、自ら考え抜く学びが十分なされていないのではないかという指摘もある。
- 学習指導要領ではこれまで、「個人差に留意して指導し、それぞれの児童（生徒）の個性や能力をできるだけ伸ばすようにすること」（昭和 33（1958）年学習指導要領）、「個性を生かす教育の充実」（平成元（1989）年学習指導要領等）等の規定がなされてきた。
- その一方で、学校では「みんなで同じことを、同じように」を過度に要求する面が見られ、学校生活においても「同調圧力」を感じる子供が増えていったという指摘もある。社会の多様化が進み、画一的・同調主義的な学校文化が顕在化しやすくなった面もあるが、このことが結果としていじめなどの問題や生きづらさをもたらし、非合理的な精神論や努力主義、詰め込み教育等との間で負の循環が生じかねないということや、保護者や教師も同調圧力の下にあるという指摘もある。

- このことから、新しい価値を自ら創造していく子どもたちには、興味をもったことに躊躇なく取り組める環境、主体性を発揮できる環境、一人ひとりの違いをよさとして認められる環境が必要です。

（3）幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

- また、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、後伸びする力を養うことを念頭に置いて、将来への見通しをもって、「学びの連続性」を確保する必要があります。このことから、3要領・指針とともに小学校学習指導要領においても「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが明記されました。

【幼稚園教育要領（第1章 第3の5）】

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

【保育所保育指針（第2章4の(2)）】

- ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

【幼保連携型認定こども園教育・保育要領（第1章第2の(5)）】

- ア 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- イ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼保連携型認定こども園における教育及び保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

- 幼児期の教育から高校教育までの資質・能力の接続については、各学校段階の学習指導要領に明記されており、子どもたちを送る側、迎える側におけるカリキュラムを含む体制作りが重要です。
- 特にその指導形態が大きく異なる幼児期の教育と小学校教育の接続については、就学前教育施設の職員と小学校教諭等が互いの教育の共通性と相違を共通理解し、一人ひとりの子どもの学びをつなぐ工夫が求められます。

【小学校学習指導要領（第1章第2の4）】

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

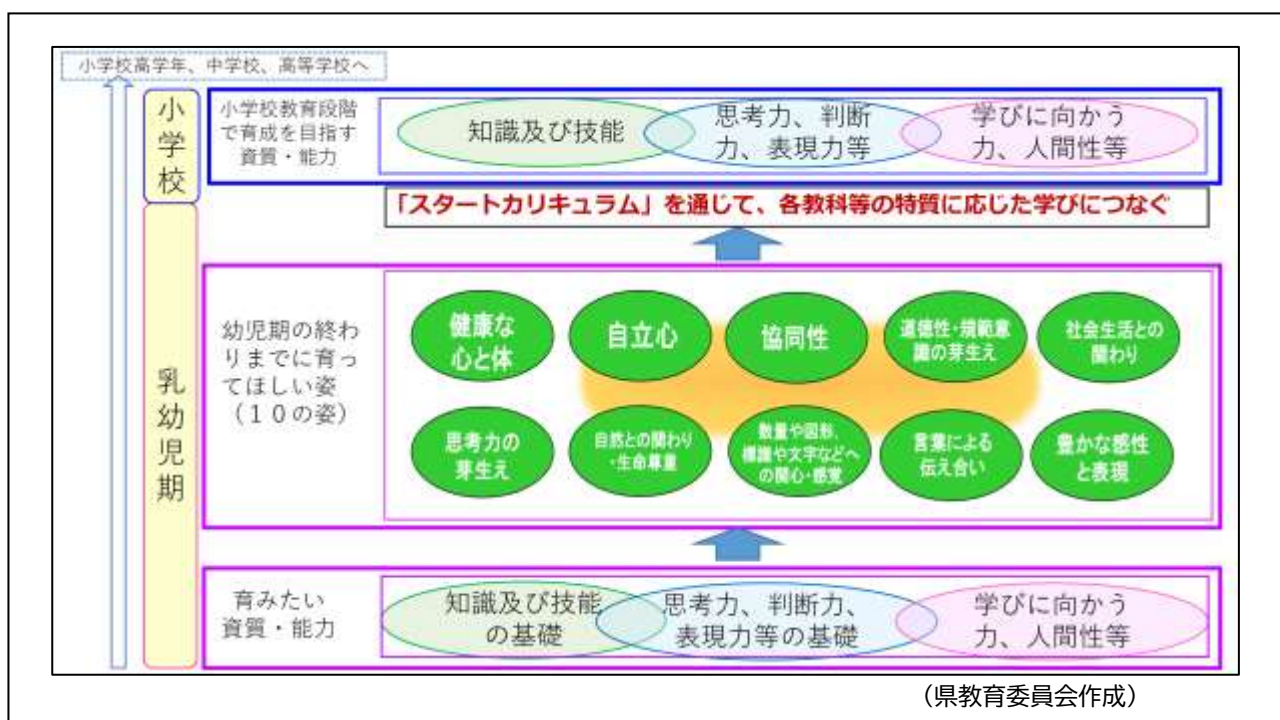
【中学校学習指導要領（第1章第2の4）】

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。（後略）
- (2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

【高等学校学習指導要領（第1章 第2款4）】

- (1) 現行の中学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成することを旨とする資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。（中略）
- (3) 大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

○ 小学校においては、こうした具体的な育ちの姿を踏まえて、教育課程をつないでいくことが重要であり、今回の改訂では、小学校入学当初に求められることとして、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから各教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすることが新たに示されました。



○ 遊びや生活をとおして総合的に学んでいく幼児期の教育課程と、各教科等の学習内容を系統的に学ぶ等の児童期の教育課程は、内容や進め方が大きく異なることから、入学当初は、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の豊かな学びと育ちを踏まえて児童が主体的に自己を発揮できるようにする場面を意図的につくる「スタートカリキュラム」が、幼児期の教育と小学校教育を円滑に接続する重要な役割を担っています。

○ その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、子どもの姿を共有し、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切です。

○ 小学校においては「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導を工夫することにより、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、幼児期の教育をとおして育まれた資質・能力をさらに伸ばしていくことが重要です。

- このように、乳幼児期における資質・能力の育成は、その後の学びの基礎となり、生きる力の基礎となりますが、教育の効果として見えてくるまでは時間がかかります。
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（p. 6 参照）と同時に令和4年3月31日に示された「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会一審議経過報告」では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続について、五つの課題が示されました。
 - （1）幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有
 - （2）0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足
 - （3）格差なく学びや生活の基盤を育むことの重要性と多様性への配慮
 - （4）教育の質を保障するために必要な体制等
 - （5）教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援
- 上記の課題を踏まえ、目指す方向性も五つ示されました。
 - （1）「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた、教育の質に関する認識の共有
 - （2）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施
 - （3）全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現
 - （4）幼児教育推進体制等の全国展開による、教育の質の保障と専門性の向上
 - （5）地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等
- 「幼保小の架け橋プログラム」は、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、幼保小の架け橋期（0～18歳の学びの連続性に配慮しつつ、5歳児～小学校1年生の2年間を対象）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもが学びや生活の基盤を育むことができるようにすることを旨とするものです。
- 具体的取組としては、地域の就学前教育施設、小学校、教育委員会や子育て担当部局、保護者等の関係者による開発会議を設置し、手引きを参考に架け橋期のカリキュラムを策定、改善を図り、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を理解、活用して、子どもの学びを確実につなぎ育てるというものです。
- 子どもがその子らしく育っていくことがウェルビーイングにつながるという大きな理念を共有し、子どもの発達を長期的な視点で捉え、幼児期の教育と小学校以降の教育の教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、子どもが円滑に次のステージで自己発揮できるように、教育課程レベルでの接続が求められています。

参考資料

学びの連続性

各成長段階における三つの資質・能力の育成



人間はどのようにして学びを深化させていくのでしょうか。これは、三つの資質・能力の連続性を表したものです。人間は他の動物と比べ未熟な状態で生まれてきますが、生きるために自ら学ぶ力を備えています。

この力を引き出すためには、特に周囲の人的な関わりが重要であり、子どもの安定した情緒の中で、対話や協同、試行錯誤、発見、自己表現などができる環境を整える必要があります。

例えば砂遊びの場では、同じ目的に向かって友達と砂山を作ったり穴を掘ったりします。自分の気持ちを出したり友達の考えを聞いたりして、より楽しくするために試行錯誤します。季節を感じながら砂や水にじっくり関わり、水は高いほうから低いほうに流れることに気がきます。体験し、発見したことは小中学校での学習と結び付き、真の知識となって身に付きます。自分の周りの現象を正しく理解することは安心で安全な生活を営む上で必要な知識・技能です（知識及び技能の基礎）。友達の考えを聞いたり意見を言ったりし、試行錯誤、探究、創造することは、変化の多い社会に柔軟に対応する力となります（思考力、判断力、表現力等の基礎）。これらを下支えする力である対話したり折り合いをつけたりする力は、多様な人と協力してよりよい生活を形成する基礎となります（学びに向かう力、人間性等）。

（県教育委員会作成）

- 保育者の応答的な関わりにより、乳幼児期の子どもは自分の価値を認識します。「自分はこちらにいていい」、「この人といると安心する」といった情緒の安定は、社会性の第一歩となります。こうした愛着関係を基盤に、友達との対話を重ね、共通の目的に向かって遊びを展開していく過程で、思いやりや協同することを学ぶことは、「学びに向かう力、人間性等」の涵養と言えます。
- 子どもたちは、友達と一緒に遊ぶ中で自分の思いや考えを伝え合ったり、試行錯誤したりしながら、自分たちの思い描くゴールに向かって遊びを進めていきます。時に考えがぶつかり合い、時に一致団結し、一人で表現するよりみんなの考えや思いを合わせると面白いことができることに気が付いていきます。このような姿こそ、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」が育成されつつある姿であるということが出来ます。
- 子どもたちは遊びの中でのものやこととの関わりをとおして、ものや事象の特性や規則性、関連性などについて探究し、様々な活動の中で心や体が成長し、人として生きるための基本的な生活習慣等も身に付けていきます。このような体験は経験として蓄積され、小学校以降に学ぶ教科の専門的内容と関連が図られ、「知識及び技能」として身に付いていきます。この知識や技能が生きて働くように、子どもが思考したり、判断したり、表現したりする機会を作っていく必要があります、そこに保育者や教員等の専門性が求められます。
- 資質・能力には連続性や関連性があり、3要領・指針においては、内容の整合性が図られていることから、各施設においては、活動の違いはあっても育まれる資質・能力の差はなく、その連続性や関連性を意識した取組が求められています。

2 乳幼児期に大切にしたい子どもの姿

- 中央教育審議会教育振興基本計画部会において、令和5年1月、「次期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について（報告）」が示されました。
- その中の「今後の教育政策に関する基本的な方針」では、総括的な方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。両者は今後我が国が目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念であり、これらの相互循環的な実現に向けた取組が進められるよう教育政策を講じていくことが必要であるとしています。
- ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものです。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念です。
- ウェルビーイングの実現とは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなることであり、教育を通じて日本社会に根差したウェルビーイングの向上を図っていくことが求められます。
- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字をとって「VUCA」の時代とも言われています。そのような未来に向けて自らが社会を創り出していくという視点からは、一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」になることを目指すという、学習指導要領前文に定められた姿がまさに求められています。
- 日本社会に根差したウェルビーイングの構成要素としては、「幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）」、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「利他性」、「多様性への理解」、「サポートを受けられる環境」、「社会貢献意識」、「自己肯定感」、「自己実現」、「心身の健康」、「安全・安心な環境」などが挙げられます。
- このような国の大きな流れと、次頁の（1）に示す本県の児童生徒の現状から、（2）において本県で大切にしたい子どもの姿をまとめることとしました。

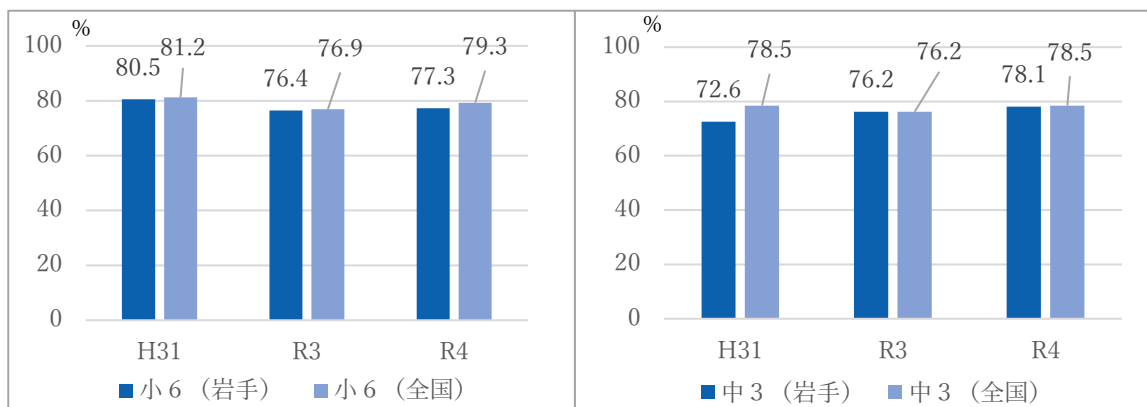
(1) 本県の児童生徒の現状

全国学力・学習状況調査の結果から

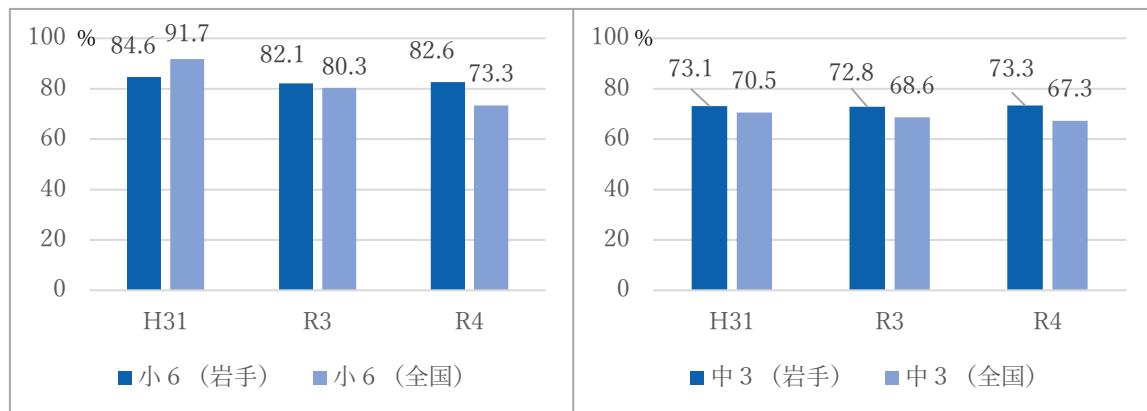
- 本県と全国の児童生徒について、全国学力・学習状況調査の質問紙調査からウェルビーイングの構成要素に関係すると考える質問項目の肯定回答について、過去3年分(令和2年度は未実施)をグラフで示しました。

質問紙調査 (抜粋)

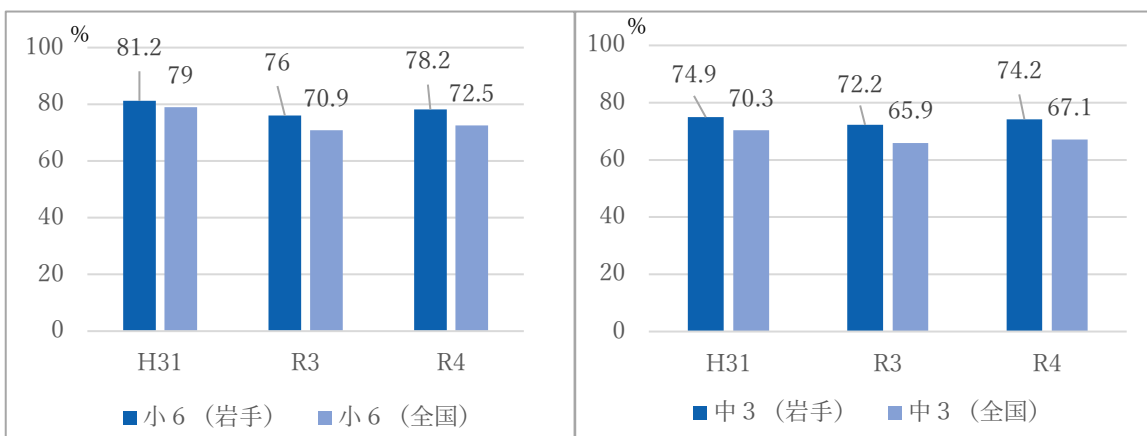
①自分にはよいところがあると思いますか



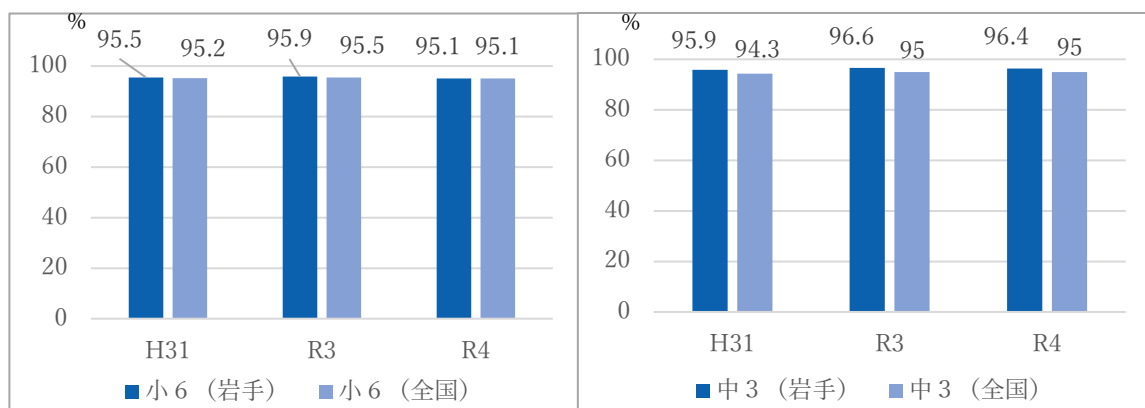
②将来の夢や目標を持っていますか



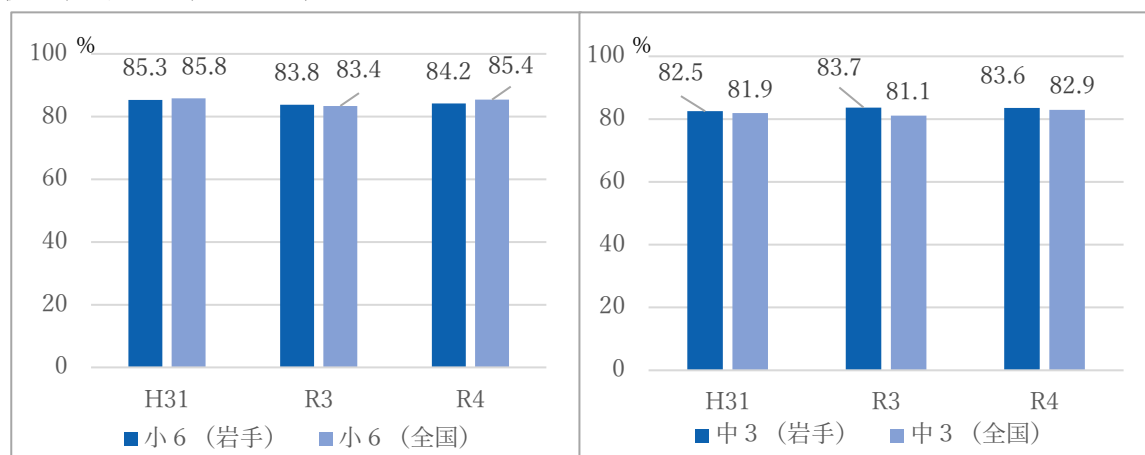
③難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか



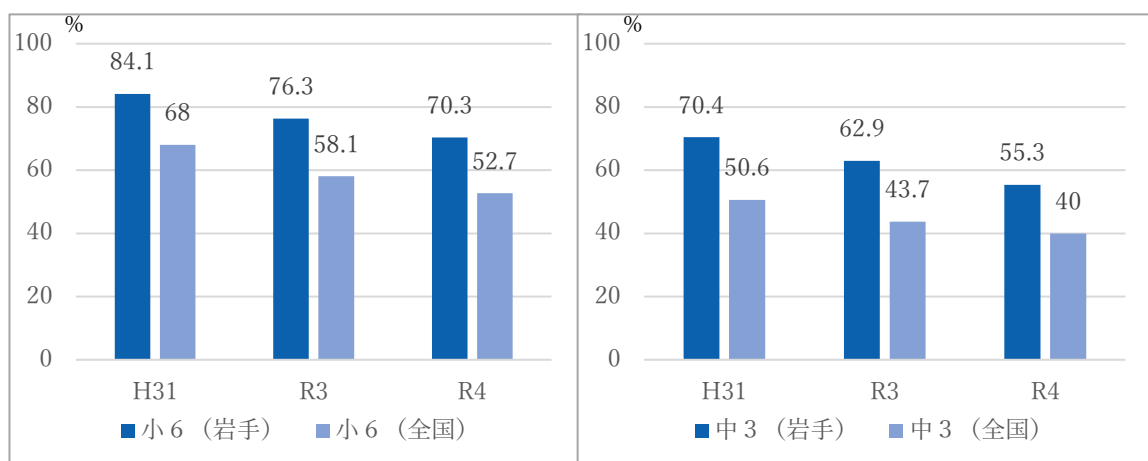
④人の役に立つ人間になりたいと思いますか



⑤学校に行くのは楽しいですか



⑥今住んでいる地域の行事に参加していますか

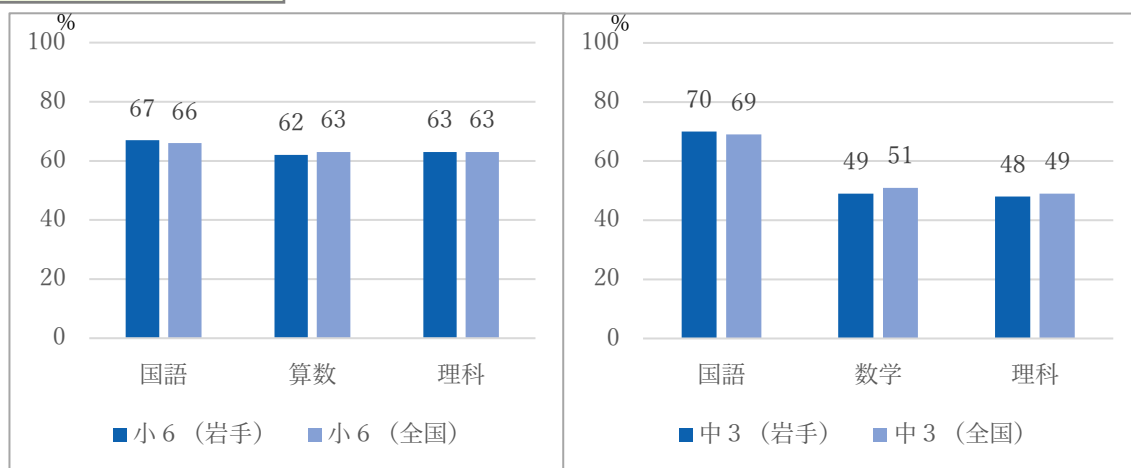


○ 28 ページに参考資料として示したOECD Child Well-being Dashboard、PISA 2018 生徒質問調査によると、日本の子どもたちは、国際比較の中で、相対的に自己肯定感が低いことが示されています。また、「自分は責任がある社会の一員だと思う」「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」といったことも肯定回答は低い状況にあります。

○ 全国学力・学習状況調査の質問紙調査においては、本県児童生徒の①「自分にはよいところがあると思いますか」についての肯定回答は、全国の肯定回答よりも低い状況です。

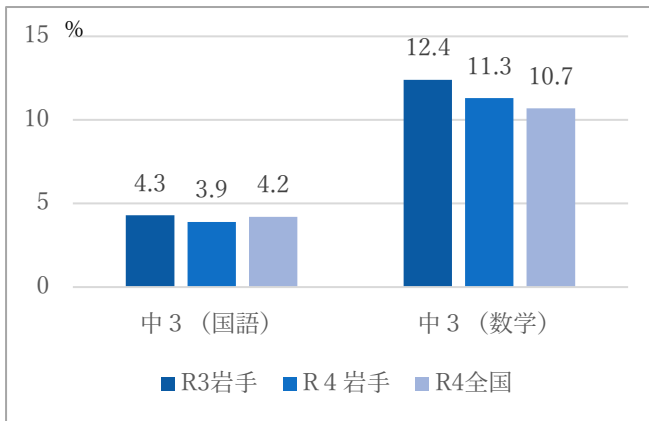
- 一方で、②「将来の夢や目標を持っていますか」については、全国的に低下がみられる中で、本県の児童生徒は70%~80%の児童生徒が将来への展望をもっていることがわかります。
- ③「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦していますか」についての肯定回答は全国平均より高く、令和3年度と同調査の肯定回答率よりも、小学校6年生、中学校3年生ともに上昇していることから、児童生徒の前向きに取り組む意欲が育ってきていることが考えられます。
- ④「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」については、本県においても全国においても95%以上が肯定回答であり、「主体的な未来の創り手」の育成について、希望のもてる結果となっています。
- ⑤「学校に行くのは楽しいですか」については、小学校6年生で本県児童が全国よりも、肯定回答が低い状況です。しかし、小中学校共に80%以上の児童生徒は学校が楽しい場であると回答しています。今後も一層安全・安心な学びの場としての学校の存在が求められます。
- ⑥「今住んでいる地域の行事に参加していますか」については、本県の児童生徒は全国に比べ参加している割合が高いことがわかります。
- 次に、学力調査の平均正答率を見ると、以下のような状況です。

学力調査平均正答率



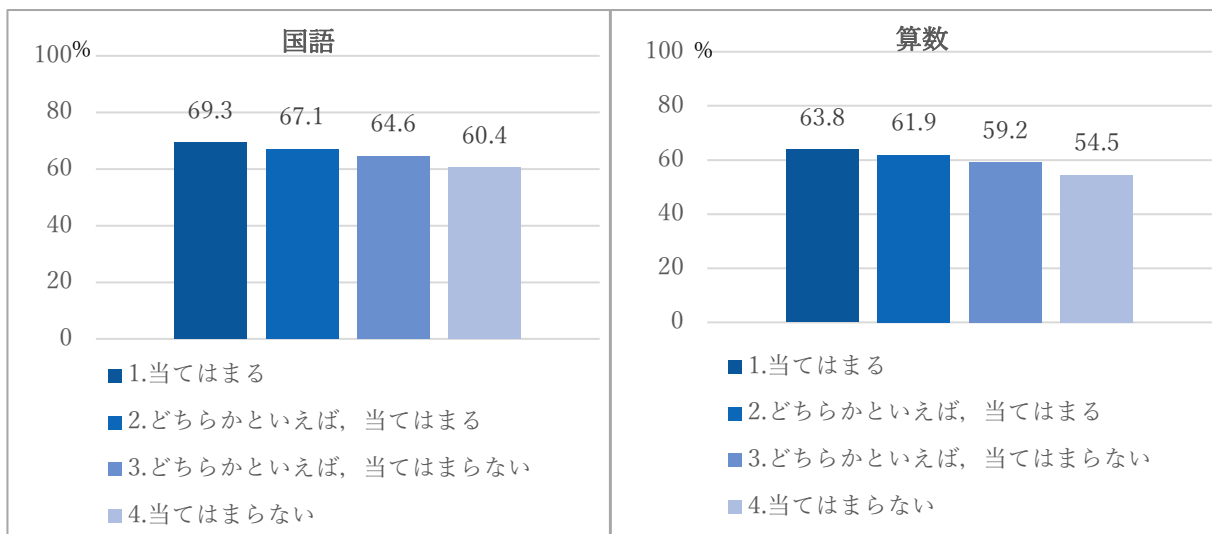
- 令和4年度の本県の小学校6年生の平均正答率は、国語が67%で全国平均を1ポイント上回った一方で、算数は62%で全国に比べて1ポイント下回りました。理科は63%で全国平均と同じとなっています。
- 中学校3年生は、国語が70%で全国平均を1ポイント上回りましたが、数学は49%で全国平均を2ポイント、理科は48%で1ポイントそれぞれ下回っています。

学力調査無回答率



- これまで全国に比べて高かった中学校3年生の無回答率は減少しています。粘り強く問題に取り組もうとする姿勢が身に付いてきていると考えられます。
- 以下は、学力調査と質問紙調査のクロス集計結果です。児童が回答した選択肢別の平均正答率はグラフのとおりです。

「自分にはよいところがあると思いますか」(小学校6年生)クロス集計



- 肯定的な回答をした児童の方が、教科の学力調査の正答率が高い傾向にあります。
- 本県は、東日本大震災震災津波からの復興に取り組み、そこで得られた教育的価値「いきる・かかわる・そなえる」を共有し、「いわての復興教育」として生きる力を育てています。調査結果を概括すると、この取組が、地域に関わり、他者のために役立ちたいという思いの育成にもつながっていると考えられます。
- 就学前教育において自己肯定感を高め、前向きに取り組もうとする態度を育て、自己を発揮できるようにしていくことが小学校以降の生活や学習の基盤となると考えられます。

OECD Child Well-being Dashboard 日本の状況

○OECD Children's Well-being Dashboardの指標と結果

指標分野	指標	日本の結果
物質的な状況	家庭にインターネット環境がない子どもの割合	中
身体的な健康状況	乳幼児の死亡率	高
認知的・教育状況	10歳程度の子どもの数学・科学のトップ学力層の割合	高
	15歳程度の子どもの読解力・数学・科学のトップ学力層の割合	高
	高等教育を修了することを希望する子どもの割合	中
	子ども・若者のうちニートの割合	高
社会・情緒的な発達状況	①自己有用感がある子どもの割合	低
	②成長意欲がある子どもの割合	高
	③人生に意義や目的を感じている子どもの割合	低
	④全体として人生に満足していると感じている子どもの割合	低

※高は「OECD平均よりも良い」、低は「OECD平均よりも悪い」、中は「OECD平均程度」

○社会・情緒的な発達状況についてのPISA生徒紙の質問項目

指標	質問項目
①自己有用感がある子どもの割合 (低)	困難に直面したとき、たいいてい解決策を見つけることができる
②成長意欲がある子どもの割合 (高)	自分の知能は、自分ではほとんど変えることができないものである
③人生に意義や目的を感じている子どもの割合 (低)	自分の人生には明確な意義や目的がある
④全体として人生に満足していると感じている子どもの割合 (低)	全体として、あなたはあなたの最近の生活全般に、どのくらい満足していますか

※①③は「その通りだ」「全くその通りだ」と回答した割合。②は「その通りでない」「全くその通りでない」と回答した割合。④は「0 (全く満足していない) ~10 (十分に満足している)」の回答結果。

(出典) OECD Child Well-being Dashboard <https://www.oecd.org/els/family/child-well-being/data/dashboard/>
PISA2018生徒質問調査 https://www.nier.go.jp/kokusai/pisa/pdf/2018/questionnaire_stu.pdf 6

第7回教育振興基本計画部会 事務局資料 (R4.9.20 文部科学省)

『18歳意識調査「第46回 -国や社会に対する意識(6カ国調査)-」』(日本財団,2022)



自身と社会の関わりについて、以下の全ての項目で日本は6カ国中最下位となった。特に「自分は大人だと思う」「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」がそれぞれ3割に満たず、他の国に差をつけて低い。

Q 以下の項目に同意しますか。(各国n=1000)

※「はい」回答率を掲載

(単位: %)	自分は大人だと思	自分は責任がある社会の一員だと思	自分の行動で、国や社会を変えられると思	国や社会に役立つことをしたいと思	慈善活動のために寄付をしたい	ボランティア活動に参加したい
日本	27.3 6位	48.4 6位	26.9 6位	61.7 6位	36.2 6位	49.7 6位
アメリカ	85.7	77.1	58.5	73.0	66.7	70.4
イギリス	85.9 1位	79.9	50.6	71.2	69.5	64.2
中国	71.0	77.1	70.9	82.1	78.9	85.3 1位
韓国	46.7	65.7	61.5	75.2	62.4	70.7
インド	83.7	82.8 1位	78.9 1位	92.6 1位	83.7 1位	78.1

第4回教育振興基本計画部会 事務局資料 (R4.7.12 文部科学省)

(2) 大切にしたい子どもの姿

- (1) に示した本県の児童生徒の現状を基に、岩手県幼児教育推進連携会議では、就学前教育において大切にしたい子どもの姿を以下の5つに整理しました。この姿は、3要領・指針に示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、特に大切にしたい姿としてまとめたものです。なお、この姿は就学前の0～5歳児の全ての子どもにおいて大切にしたい姿です。

- ① 安心してのびのび自己発揮する子
- ② やりたいことを見つけて夢中で遊ぶ子
- ③ 感じたことや考えたことを自分なりに表現する子
- ④ 自分や友達を大切にする子
- ⑤ 身近な自然や地域社会に親しみ関わろうとする子

- 「大切にしたい子どもの姿」に主に関わる資質・能力等や、具体的な子どもの姿について、以下のようにまとめました。

① 安心してのびのび自己発揮する子

【安心感、安定感、信頼感、自信、自己肯定感、見通し】

保育者等との信頼関係を基盤に、自分の欲求が適切に満たされるという応答的な関わりをしてもらう中で、安心感や自分が自分でいいという自己肯定感が生まれ、その年齢なりに生活に見通しをもち、自己決定していくようになる。

② やりたいことを見つけて夢中で遊ぶ子

【主体性、達成感、満足感、充実感、思考力】

自分が興味や関心をもったことに繰り返し関わり、その中で面白さ、不思議さを味わったり、試行錯誤したりしてとことん遊び、満足感や充実感を味わう。

③ 感じたことや考えたことを自分なりに表現する子

【豊かな感性、表現する喜び】

楽しい、嬉しい、びっくりしたなど心を動かす体験について、大好きな人に伝えたいという思いをもち、自分が表現したことを受け止めてもらう経験を重ねる中で、さらに表現する意欲が高まる。

④ 自分や友達を大切にする子

【自己肯定感、協同性、思いやり】

信頼できる大人との関係を基盤に、園生活の中で様々な人と関わる中で、多様な他者と出会い、様々な感情体験をしながら自分や友達のよさに気付いていくようになる。

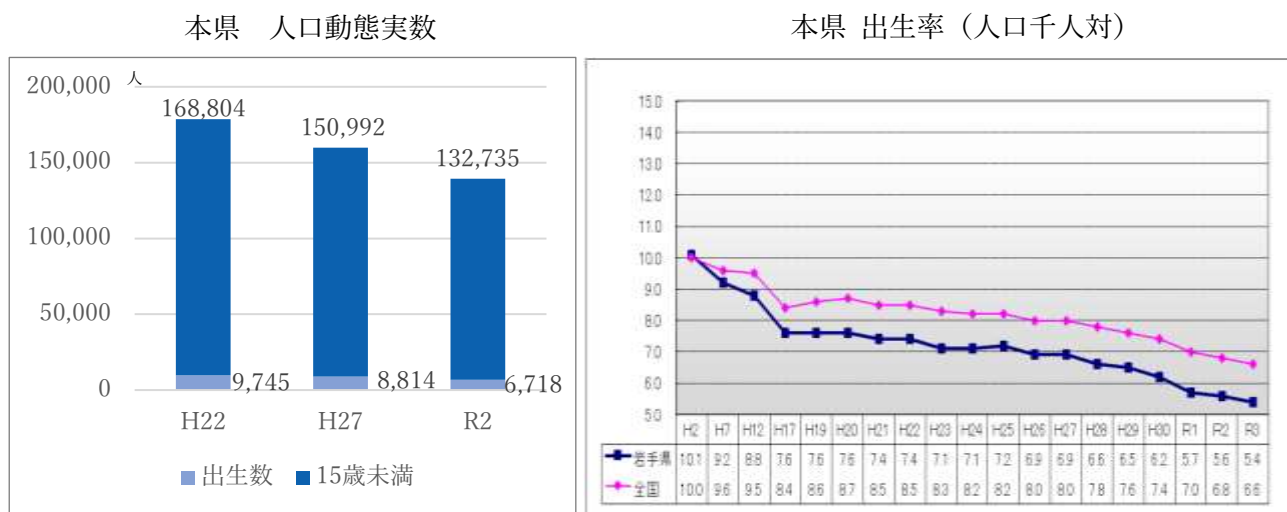
⑤ 身近な自然や地域社会に親しみ関わろうとする子

【探究心、生命尊重、社会性、自己効力感】

身の回りにある自然や社会に触れ、不思議さや面白さに気付き、自分から関わろうとしたり、命あるものをいとおしく感じたり、他者のために役立とうとしたりするようになる。

3 本県の就学前教育の基本方針

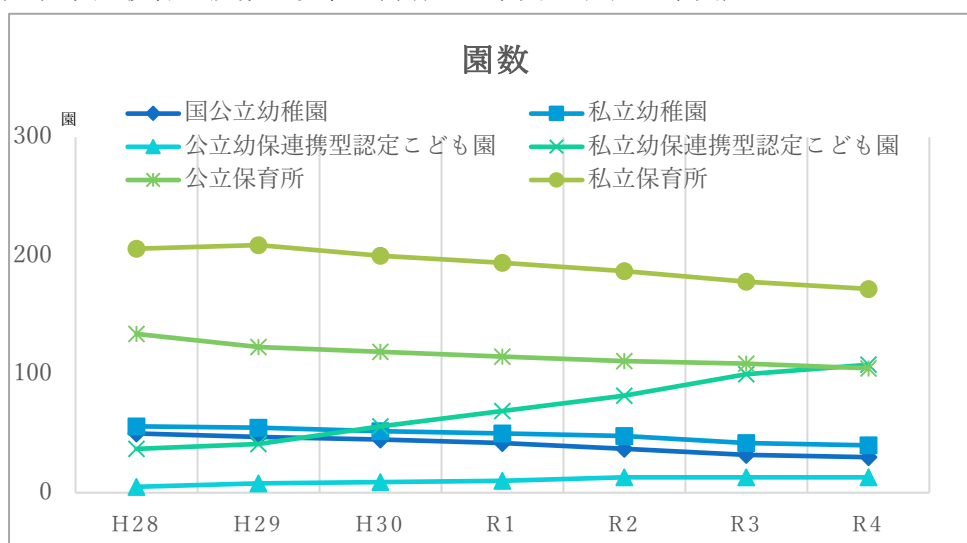
(1) 本県の就学前教育の現状



- 全国的に少子化が言われて久しいですが、本県の少子化の進行は全国よりもさらに著しいことがわかります。
- 令和3年人口動態統計月報年計（岩手県）によると、令和3年の出生数は6,472人で、令和2年の6,718人より246人減少し、13年連続で1万人を下回っています。
- 令和3年の出生率（人口千人対）は5.4で、令和2年の5.6を0.2下回りました（令和3年全国6.6）。

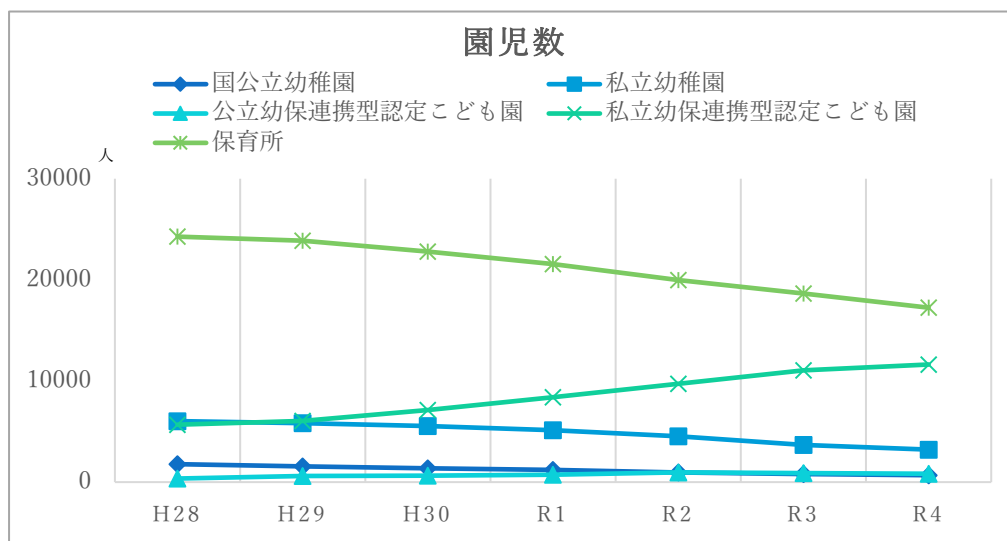
ア 本県の就学前教育施設数及び就園乳幼児数の状況

(ア) 就学前教育施設数の変化（平成28年度～令和4年度）



- 幼稚園は公立・私立ともに減少、保育所も総数は多いものの減少傾向にあります。認定こども園が増加しています。

(イ) 就学前教育施設における園児数の変化（平成 28 年度～令和 4 年度）



- 園児数においても、幼稚園は公立・私立ともに減少、保育所も総数は多いものの減少傾向にあります。私立認定こども園が増加しています。

イ 保育者の専門性

- 2018 年、OECD が実施した「国際幼児教育・保育従事者調査」では、日本は、高等教育機関で 4 年以上の保育者の養成を受けた者の割合や、就業してからの研修機会の確保の点において、相対的に低い結果となっています。
- さらに、保育者の勤続年数は、幼稚園・保育所などの施設類型に関わらず、全労働者と比べて短いため、専門性向上のための取組が求められているという結果となりました。就職後の職場における人材育成は、就学前教育の質の向上や専門職としてのモチベーションの向上のために必要であり、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の職務についての魅力化にもつながるものです。

OECD 国際幼児教育・保育従事者調査結果のポイント（日本）（日本の順位／参加 9 か国中）

- ・他の保育者とともに、子どもの育ちや生活の評価について毎日話し合う（2 位/9 か国中）
- ・保育者の研修参加割合 (4/9)
- ・保護者との公式なコミュニケーションを月に 1 回以上行っている (1/9)
- ・保育者の最終学歴…短期大学、専門学校 (1/9)、学士レベル (9/9)

OECD 国際幼児教育・保育従事者調査 2018

保育職の継続年数

	平均年齢(歳)	勤続年数(年)
保育士	36.1	7.8
幼稚園教諭	33.2	7.3
全労働者平均	42.5	12.1
全労働者平均(女性)	41.1	9.4

賃金構造基本統計調査（H29 厚生労働省）

- 本県主催の法定研修以外の研修の実施状況については、令和3年度幼児教育実態調査（文部科学省）のデータに重ね合わせると、以下のとおりの内容を実施しています（実施項目は着色）。

（2）都道府県における法定研修以外の研修

- 法定研修以外の研修を実施している都道府県は95.7%（45都道府県）であった。
- 研修内容としては「特別支援教育」や「小学校教育との接続」が最も多かった。

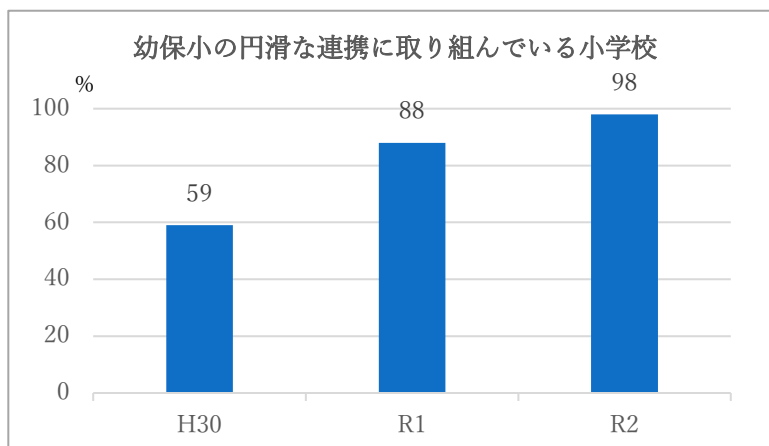
項目	都道府県数	項目	都道府県数
① 教育課程の編成（カリキュラム・マネジメント）	32	㉑ ICTを活用した指導・情報モラルに関すること	9
② 遊びを通じた総合的な指導	33	㉒ 校務の情報化	4
③ 指導計画の作成	28	㉓ 持続可能な開発のための教育（ESD）	3
④ 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）	19	㉔ 人権教育	24
⑤ 幼児理解に基づいた評価	32	㉕ 男女共同参画	2
⑥ 環境の構成	28	㉖ 公務員倫理・服務	7
⑦ 絵本や物語に親しむ活動	18	㉗ セクシャルハラスメント	5
⑧ 幼児理解	34	㉘ 危機管理	15
⑨ 子育て支援・預かり保育	19	㉙ 勤務時間を意識した働き方	6
⑩ 体罰の防止	8	㉚ メンタルヘルス	9
⑪ 不登園対応	8	㉛ 対人関係能力（コミュニケーション能力）	13
⑫ 児童虐待への対応	14	㉜ コーチング	4
⑬ 特別支援教育	35	㉝ カウンセリング	11
⑭ 心のバリアフリー	8	㉞ 保護者との関係づくり・家庭との連携	29
⑮ 帰国・外国人幼児への指導	7	㉟ 地域との連携・協働	17
⑯ 国際理解教育	1	㊱ 小学校教育との接続（幼保小連携を含む。）	40
⑰ 子どもの貧困	7	㊲ 学級経営	8
⑰ 食育（給食指導、アレルギー対応を含む。）	21	㊳ 学年経営	5
⑱ 安全に関する指導（生活安全、交通安全、災害安全）	18	㊴ 学校経営（組織マネジメントを含む。）	21
㉑ 保健教育	9	㊵ 学校評価	15
		㊶ その他（感染症対策、人材育成など）	7

幼児教育実態調査（R3 文部科学省）

- 県内就学前教育施設の関係団体等も各種研修を実施していることから、連携協働して保育者の学ぶ機会を保障していく必要があります。

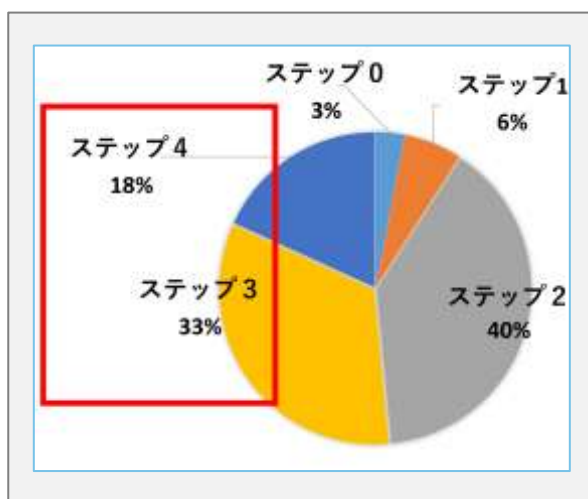
ウ 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

- 「いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン（政策推進プラン）の指標の一つである「幼保小の円滑な連携に取り組んでいる小学校の割合」（幼保小の円滑な連携のための「スタートカリキュラム」を具体的に編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立している学校の割合）は、以下のとおりです。



（学校教育室調べ）

- 一方、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との一貫した資質・能力の育成が求められる中、小学校との接続を見通した教育課程の編成・実施ができていない割合について、文部科学省で実施した幼児教育実態調査を基に本県の状況を見てみると次のようになっています。



幼児教育実態調査（R3 文部科学省）を基に、本県の状況について作成

【ステップ0】

連携の予定・計画がまだ無い。

【ステップ1】

連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

【ステップ2】

年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

【ステップ3】

授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

【ステップ4】

接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

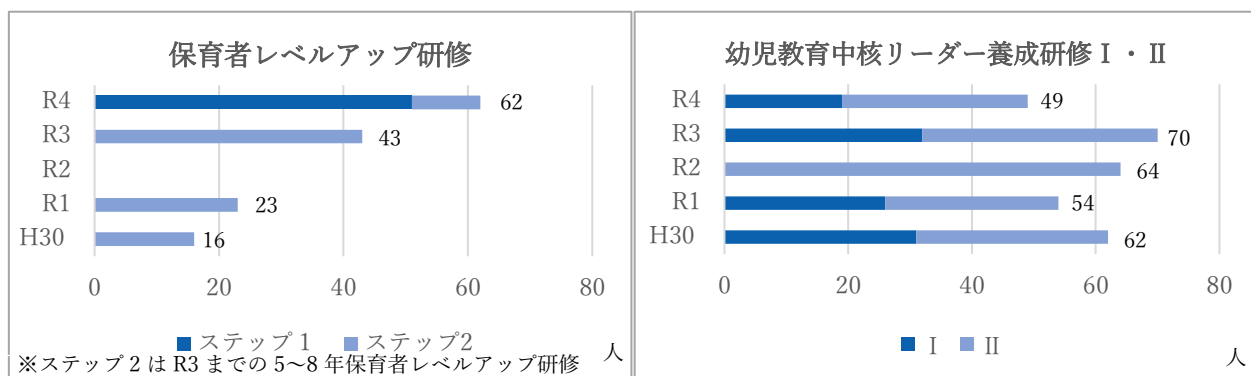
- 「ステップ」で示される段階は、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」の報告「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について」（H22.11.11）によるものです。連携・接続の取組を進めていくためには、各教育委員会等がリーダーシップを発揮して、各学校・施設が連携から接続へと発展する過程を共有し、組織的・計画的に取り組むことが必要であり、連携から接続へと発展する過程の大まかな目安として、ステップ0～ステップ4が示されています。

- 本県においては、ステップ2である「交流は実施しているが、教育課程の編成・実施は行われていない」市町村が全体の40%を占める状況です。幼稚園・保育所・認定こども園と小学校における教育課程の編成・実施ができていないステップ3やステップ4の割合が増え、子どもたちの学びの円滑な接続が行われるよう推進する必要があります。

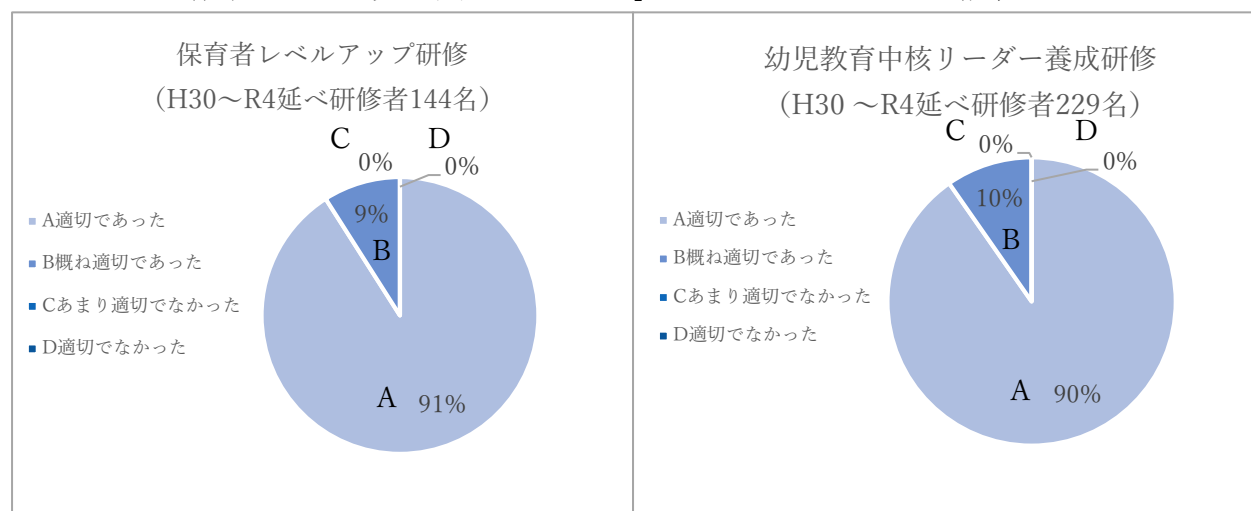
- 令和4年7月にいわて幼児教育センター主催で行った「幼小の学びをつなぐ研修会」のアンケートでは、保育者からは「小学校の先生と一緒に育ちを考えたり、意見交換したりできたので、このような会の積み重ねが、幼小の接続を充実させるのだと感じた」、小学校教員からは「保育園や幼稚園などで積み重ねてきたことを小学校の教員は知らないことが多いと思った。園での様子を見に行きたい」といった感想が多く寄せられ、就学前教育施設と小学校が互いを理解し合い、子どもの学びをつないでいくことの大切さについての意識が高まっている様子が窺えます。

エ 保育現場からの声

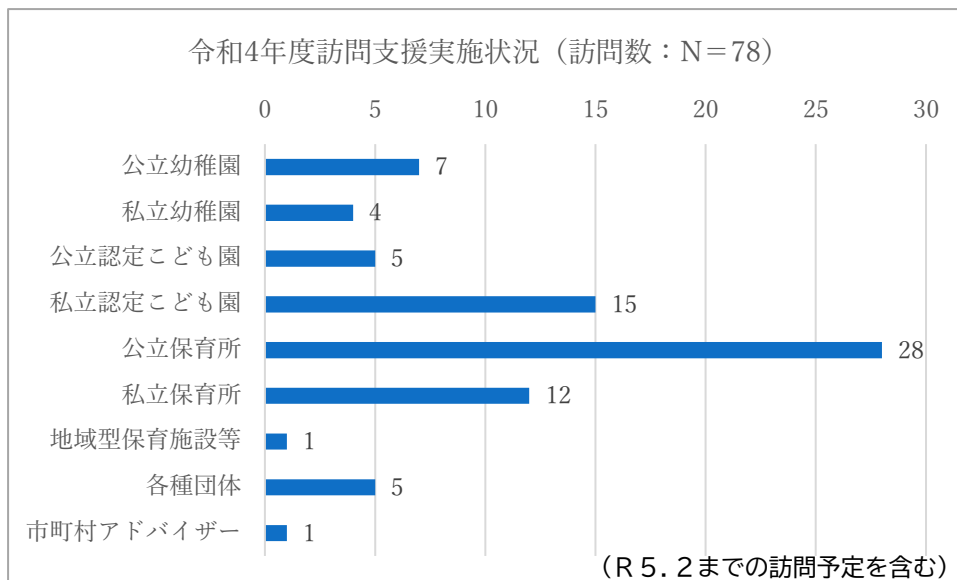
いわて幼児教育センター主催就学前教育に関する希望研修受講者数（主なもの）



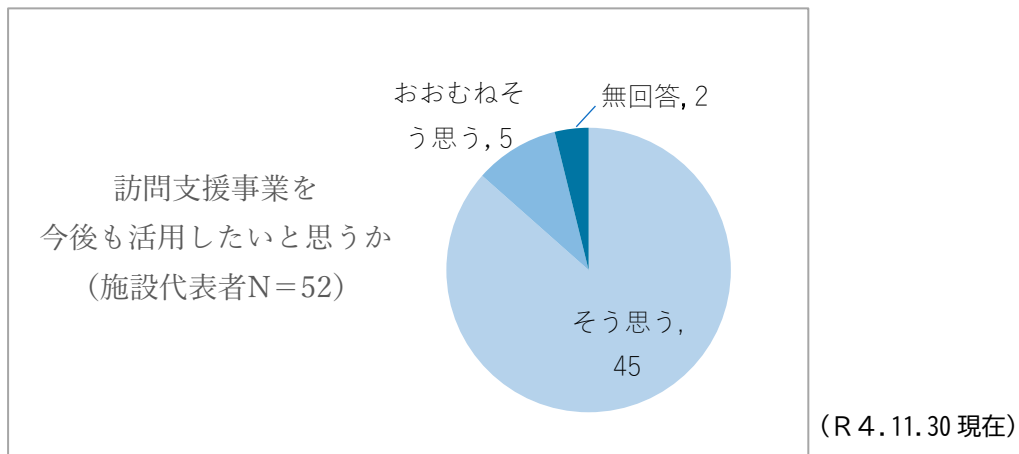
「ねらいを達成するのに適切な研修であったか」についてのアンケート結果



- 研修アンケート結果を見ると過去5年のそれぞれの研修講座の延べ研修者において、「適切であった」という回答がどちらも90%以上となっています。
- 研修者アンケートでは、「このような研修の機会がもっと欲しい」「他園の先生方と情報交換や意見交流ができてよかった」等、学びたい意欲がある一方で、勤務シフト等で園から複数の保育者が同じ研修会に出ることが困難だという声が多数ありました。
- 研修への参加が難しいが、学ぶ機会が欲しいという保育者の声に応えるために、令和4年度からいわて幼児教育センターが行っている幼児教育専門員による訪問支援事業では、公立保育所（28施設）、私立認定こども園（15施設）、私立保育所（12施設）の順に申込みが多くありました（R 5.2段階）。保育時間が長く、勤務がシフト制になっている園のニーズが高いことが窺えます。



○ 訪問支援施設へのアンケートを行ったところ、施設代表者に対する設問「訪問支援事業を今後も活用したいと思うか」では90%以上が「そう思う」「おおむねそう思う」の肯定回答でした。



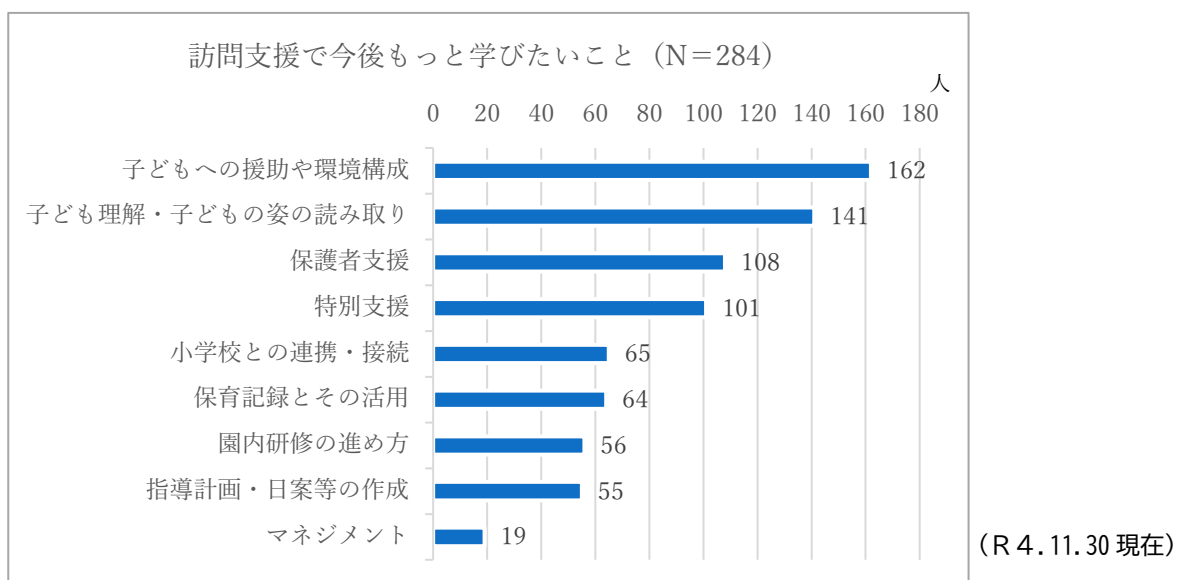
《訪問園のアンケートから》

【園長等】

- ・国の施策が県に伝えられ、それが訪問支援をとおしてより身近に感じる事ができた。直接話を聞くことで意識が高まった。
- ・コロナ禍で数年間園外で研修する機会がなかったが、直接来園して専門的な立場から助言指導をもらえることは貴重である。

【保育者】

- ・実際に保育を見て、環境構成や子どもへの関わりについて具体的にアドバイスをもらい、明日から取り組もうという意欲がわいた。
- ・いつも保育をしながらこれでいいのか迷っていたが、これでよいと認めてもらい、自信となった。
- ・日誌の書き方について、外部から意見をもらうことがないので、勉強、自信、参考になった。
- ・今後も研究についてのアドバイスを気軽に聞ける体制をお願いしたい。
- ・地域など身近に相談できるアドバイザーがいると非常に助かる。



- アンケートから、訪問支援をとおして保育者が新たなことを学ぶことはもちろん、保育の方向性を確認したり、これまでの実践を意味づけたりする機会にもなっていることがわかります。
- また、「今後もっと学びたいこと」を学ぶために、継続して訪問支援を申し込む就学前教育施設も増えてきています。

参考資料

岩手県幼児教育推進連携会議ワーキンググループにおいて 部会員から出された専門性の向上や幼保小連携に関する 現状と課題に関する意見（抜粋）令和3年6月

- 保育者の人材不足、中堅職員の離職、正規職員の減少等による多忙感
- 特別な支援を必要とする幼児の個別対応の増加
- 研修に出たくても出ることができない
- 継続的に研修を受講できないため、研修をとおして保育の質を高めていくサイクルを構築することが難しい
- 園外研修が保育に十分に生かされない
- 園内研修は、トラブルへの対応、食育計画、主体的遊びなどについて年間1度の研修機会を作るのがやっとという状況
- 地域の就学前教育施設や小学校と連携を望んでも、実施に至らないこともある
- 園と小学校の連携に地域差
- 保育者としての仕事の魅力の発信不足
- 行政が現場の声を十分に拾い切れていない

- 様々な課題はありますが、本県の多くの保育者は子どものために質の高い教育・保育の実現を目指し日々努力をしています。
- 本県の保育者は東日本大震災津波の後も、そしてコロナ禍の現在においても、子どもの心のケアを大切に、乳幼児期にふさわしい生活を保障するための努力をしてきています。このようにどんな状況になろうとも、その中で子どものウェルビーイングを守り育てたいと願っているのです。
- その願いの実現のためには、保育者もまた就学前教育に従事することで自己実現したり、幸福を感じたりするなど、自らのウェルビーイングを実現できるようにしていくことが大切です。
- さらに、そのような保育者も含め、子どもたちの幸せな今と未来を守るために、様々な大人がそれぞれの立場において専門性を発揮しながら、チームになって取り組んできています。今後一層その結び付きを強めていくことが期待されます。

(2) 本県の目指す就学前教育

いきいき生きる いわての子
～手と手をつないでみんな幸せ～

- 子どもたちの今が幸せであること、未来においても幸せであること、子ども一人ひとりのその子らしさを生かしてどの子どももウェルビーイングを実現してほしいという願いとともに、保育者自身も保育に関わる中でウェルビーイングを実現すること、さらに、子どもを取り巻く大人が、立場の違いを越え、それぞれの専門性を生かし、協働して、子どもが真ん中の幸せな社会を作っていくことを目指しています。

(3) 本県の就学前教育に関する基本方針

① 就学前教育の質の向上（3要領・指針の理解推進、研修・訪問支援の充実）

保育者が、第Ⅱ章1（2）（p.13参照）に示す幼児期の教育において育みたい資質・能力についての理解を深められるようにします。また、保育者に身に付けてほしい資質を明らかにし、保育者の研修の充実を図ります。

② 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

第Ⅱ章1（3）（p.17参照）に示すように、幼児教育において育まれた資質・能力を土台とし、小学校以降の教育の各学校段階における資質・能力を就学後も引き続き育てていくことができるように、資質・能力ベースの幼保小接続を進めていきます。

③ 連携した推進体制の下の一體的な取組

岩手県就学前教育推進連携会議の下、いわて幼児教育センターを中核として、各機関が連携した推進体制の一層の充実を図ります。

- これらを推進するにあたり、本県の就学前の子どもの実態を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を考え方の基本とします。これに加え、文部科学省、厚生労働省、内閣府等から出されている資料等を参照しながら、就学前教育で大切にしたい事柄について整理していきます。
- 未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から10年以上が経過し、幼児や児童にとっては生まれる前の出来事として捉えられている状況です。しかし、『いわての復興教育』プログラムに示されている「いきる・かかわる・そなえる」は、震災津波から学んだことを、これからを生きていく子どもたちに必要な教育的価値として端的に示したものであり、その価値については、岩手の全ての子どもたちのウェルビーイングを支える土台として岩手の教育に通底していくものです。

「いわての復興教育」とは？

「郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（**いきる**・**かかわる**・**そなえる**）を育てること」です。

「いわての復興教育」は、東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育の中に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく子どもの育成をねらいとしています。一人ひとりの子どもに「生きる力」を育むために、「いわての復興教育」を基盤として、学校教育を進めます。



「いわての復興教育」の理念にかかる留意点

復興教育は、これまでにない **新たなことを始める** ということではない。
また、**リカバリー**の教育でもない。

東日本大震災津波の **体験から得られた3つの教育的価値（いきる・かかわる・そなえる）を育てること** であり、今までの教育を補完・充実させることである。

子どもたちには、
将来があり、未来があり、希望があります。

「いわての復興教育」の意義

子どもたちが、「震災津波の教訓を後世に語り継ぎ、自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造すること」ができるように、県内全ての学校で取り組むことに大きな意義があります。



震災津波の教訓から 学んだことを生かす

震災津波から、命の大切さ、自分の存在、心身の健康、人や地域とのつながり、自然との共生、社会への参画、防災や安全など多くの教訓を再認識できました。

この経験や教訓を学びに変え、後世に語り継いでいくとともに、本県の教育の根幹である「いわての復興教育」は、岩手だからできる教育、やるべき教育です。

どんな時でも、 生き抜くための力を身に付ける

人は、自然と共に社会の中で生きている以上、いつ、どんなところで、どのような状況で災害に遭遇するかわかりません。いかなる場面でも、その瞬間において自分の命は、自分で守らなければなりません。

一人ひとりの子どもが、自分で情報を把握し、主体的に判断できる力を身に付ける必要があります。

(4)「岩手県保育者のための学びのらしんばん」について

- 就学前教育施設の類型や公立私立を越えて本県の保育者の資質向上を図るため、「岩手県保育者のための学びのらしんばん」を策定しました(巻末に掲載)。教科書等のない就学前教育においては、それぞれの園の特色を生かしつつも、乳幼児期の子ども一人ひとりの発達にふさわしい教育・保育を展開することが望まれます。そのような教育・保育の実現のためには、学び続ける保育者の存在が欠かせません。
- この「岩手県保育者のための学びのらしんばん」は、保育者のキャリア・ライフステージごとに、このような保育者の姿でありたいというイメージがもてるように構成しています。「こうあらねばならぬ」という縛りの強いものではなく、保育者自身の成長の方向性を示す、羅針盤的な役割を果たすものです。
- また、それぞれのキャリア・ライフステージごとに、保育者自身がどのようなことを研修する必要があるのかを見通し、研修計画を作成するために活用することができるものとなっています。

〈参考〉保育者の資質向上に関する規定

幼稚園	教育基本法第9条 「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 第六 保育者の資質向上等 「認定こども園は、(中略)子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない」
保育所	保育所保育指針 第5章 職員の資質向上 「保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」